

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会事業計画（案）

本年度の方針

国は、「地域共生社会」の実現を目指した制度施策を展開しており、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度や介護保険制度の見直し、重層的支援体制整備事業の実施、孤独・孤立対策重点計画の改定等、社協を取り巻く制度動向が大きく変化するとともに、多様化・複合化する生活課題に対応するためには、社協の総合力を活かした支援が求められている。

本年度より、『重層的支援体制整備事業』としての「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援（人や場所とのつながり支援）事業」「共助の基盤づくり事業」を受託し、地域共生社会の実現に向け、誰一人取り残さない支援体制を構築していく。

そのため、①現在の組織体制を見直し、横断的な業務遂行を図るための機構改革を実施する。②的確な人事異動を実施し、人材育成に努める。③職員採用試験を実施し、人材発掘を行う。

又、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、防災、減災、被災時の支援、さらには、被災後の復興に備えるため、災害ボランティアセンターに関する平時からの取組みを強化する。

一方、施設経営ゆくはし第2ふれあいの家「就労継続支援B型事業」、ウィズゆくはしデイサービスセンター事業においては、地域の実情に応じた事業を展開することとする。

このため『第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を行橋市とともに作りあげ、『みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり』を基本理念に、「地域のつながりの再構築」と「あらゆる生活課題への対応」の実現に向けて、課題の早期発見、解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関がそれぞれの役割を果たす「連携」を強化することにより、地域福祉の向上につなげていくこととする。

重点的に取り組む事業

1. 地域福祉事業の推進

(1) 「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」の展開を進める。

これを実現するため、『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』の活動支援を深める。又、『行橋市社会福祉法人連絡会』の市内18法人により、地域のニーズや課題の掘り起こしを継続し、適宜、公益的な実践活動を行うものとする。

(2) 地域福祉活動を基盤とした地域防災力の向上に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置と運営方法の習熟を図る。

(3) 成年後見制度の構築と権利擁護支援の充実に向け、専門機関との連携協働に取り組むと共に、ワンストップにて対応できる体制整備に努める。

(4) 生活困窮者の自立支援における「生活福祉資金貸付事業」の推進及び、新型コロナウイルスの影響による日常生活を維持するための支援。

(5) 「重層的支援体制整備事業」を受託し、多機関協働による包括支援体制の構築を図る。

2. 職員ワークショップの実施

(1) 社会情勢の動向・地域福祉環境の変化と法制度の意味するところの認識を深めるとともに、当法人が地域で果たす役割について協議する。

(2) 法人内の連携強化に向け協議する。

3. 事業課題検討会議の実施

(1) 各事業の目標管理に基づく収益増加

(2) 業務改善と統廃合の推進

4. 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

行橋市と地域福祉施策を推進するため、令和5年度より当会が実施する地域福祉活動計画を一体的に盛り込んだ、『第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画』が策定された。体系については、『支えあいの地域づくり』『相談支援のしくみづくり』『さまざまな機関が連携して支援するしくみづくり』の3本の基本目標が掲げられ、当社協においては、機構改革を行い職員体制の整備に努め、他の関係機関と連携しながら、今後も、計画に沿って確実に実行していくものとする。

5. 個別事業について

- (1) 第4期行橋市地域福祉計画（地域福祉活動計画）の推進（R5～R10）
- (2) 各小学校区、小地域へ地域防災力向上に向けた出前講座等を行う。
- (3) 行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会を中心とした生活支援体制整備事業における小地域福祉活動「ふれあいいきいきサロン活動」及び、「ボランティア活動」の強化。
 - ① ふれあいいきいきサロン活動においては、コロナウイルス感染拡大後、代表者の後継者問題、参加者の高齢化等により休会を余儀なくされるサロンが急増した中、サロン活動の実態の把握とサロン活動の再開に向けた支援を強化し、「地域のつながりの再構築」を推進する。
 - ② 『ボランティア活動』支援を強化するため、ボランティアセンター機能を活用し、「潜在者層の掘り起こし」「関心者層への働きかけ」「活動者層の支援」を充実する。このため、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動の情報提供・情報発信、ボランティア活動者・活動希望者間の交流促進を重点的に行うとともに、キーパーソンの養成を図る。
 - ③ 『ふれあいいきいきサロン活動』や『ボランティア活動』の各種連携・支援機関として、『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』の充実を図る。
- (4) 社会福祉法人連絡会の開催による地域公益的取り組みの推進
生活支援体制整備事業の一環としてドライブサロン事業（買い物弱者救済支援）を市内数ヶ所で選定し、各社会福祉法人等の連携・協働により地域公益的活動として取り組む。
- (5) 生活福祉資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業では、生活困窮者の自立支援を推進するために無利子、低金利で福祉資金の貸付を行うことにより、その経済的自立を図り安定した生活を送れるようにすることを目的とする。生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者自立支援事業所ゆくはし生活相談センターと連携して世帯単位での支援を実施する。
- (6) フードパントリー事業
フードパントリー事業（緊急用食料給付事業）では、特例貸付の償還が開始したが、今もなお経済的に困窮している世帯やあらゆる生活課題を抱える世帯に対し、関係機関と連携し、自立した生活が送れるよう相談支援および無償での食料等の提供を行う。

(7) 福祉人材育成支援

京築地区福祉人材バンクにおいて、福祉関係者の就労斡旋を促進するボランティアセンターを活用し、福祉人材に関する情報提供を行い、福祉職場の理解を求め、求人・求職者の増員に努める。

(8) 福祉教育の推進

地域の方々が様々な個性・性別・障がい・国籍・世代等をこえて、お互いを認め合い「**ふだんのくらしのしあわせ**」を実現するために、子供からお年寄りまで「ともに生きる力」地域の福祉力を深めることを目的として推進します。

(9) 赤い羽根共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金事業は不特定の市民からの浄財であり、この趣旨から多くの福祉、ボランティア団体への助成と福祉支援を必要とする方へ配分をすることを念頭に助成先と配分先を逐次吟味し実施する。又、募金額減少のため法人、企業等を中心に新たな開拓先を調査研究し開拓を図ると共に、赤い羽根共同募金自動販売機の設置促進に努める。

① **老人福祉活動**

独居高齢者コールサービス・小地域福祉活動・いきいきサロン活動

② **障がい児・者福祉活動**

パソコン教室

③ **住民全般福祉活動**

災害見舞金・母子及び女性DV緊急支援・社会福祉大会全般・社会福祉法人連絡会・生活困窮者支援(フードパントリー・緊急用食料給付事業)・ふくしまつりの開催・福祉協力校・福祉教室・心配ごと相談・コミュニティカフェ・ドライブサロン事業・各種福祉団体、ボランティア団体助成等

(10) 配食サービス事業

配食サービス事業は、独居高齢者、高齢者夫婦世帯など食事の調理が困難な方々に配食することにより、生活の質の確保と身体的負担の軽減を図り、在宅で自立した生活が送れるよう安否確認も兼ねたサービス提供を行う。また、包括支援センターと連携強化し社協独自事業(配食サービス)の新規利用者増を図る。

(11) 民生委員児童委員協議会の連携及び活動支援

地域共生社会の実現にむけて、地域住民の複雑化・複合化した地域ニーズに対応するため、市内全体の包括的な支援体制を構築するものであり、行橋市民生委員児童委員協議会の事務局業務を担うことで、民生委員児童委員より受け止めた個別ニーズに対し課題を把握した上でコーディネートを行い、交流が出来る場の整備や、社会参加に向けた支援、課題の深刻化を防ぐため、関係機関と役割分担を行いながら積極的に支援を行う。

(12) 広報活動（広報委員会）

広報誌・ホームページ・SNS等を用いて、社協と地域福祉への関心を高めてもらふことを目標とする。更に、社協や地域のボランティアの活動がより身近で具体的に伝わる連載を広報委員会で企画し、社協の認知度や理解の増進を図る。

(13) 総合相談あんしん事業

① 日常生活自立支援事業

更なる権利擁護体制強化のため、行橋京都成年後見センター、行政、高齢者相談支援センター、障がい者等基幹相談支援センター等と連携する。また、市民の潜在的ニーズにも応えてゆくため、市民生活支援員の育成にも注力する。

② 成年後見業務（法人後見事業）

職員の資質向上や多職種とのネットワーク構築のため各関係機関や法人内での勉強会や情報交換会を開催し本市の権利擁護機能を強化する。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度（法人後見事業）へ適宜スムーズに移行できるよう、行橋京都成年後見センターとの連携を強化するとともに、支援者のスキルの向上に努める。尚、持続可能な権利擁護の支援体制を維持してゆくため、県社協主催の市民後見人養成講座受講を推奨するとともに、必要とされる市民後見人を育成する。

③ 心配ごと相談事業

市民が社会生活を営む上での困難や困りごとに対してより早い時期に相談を受け、助言を通じ問題解決を図る糸口を見出すことを目的として開催する。個別課題を包括的支援につなげ地域課題の解決にも努める。福祉に関する総合相談窓口として複雑化・複合化する課題に対しても切れ目のない対応すべく尽力する。

(14) 重層的支援体制整備事業

市福祉部各部署と社協地域福祉関係部署との情報共有、事業の協議の場となるよう「支援連携会議」を月1回開催している。官民との横のつながりの必要性の意識を広げ、連携体制の強化を目指し実施する。

また、法人内の各部署の連携はもとより、既存の会議体同士のつながり作りや、民間支援機関とのネットワークを基盤として、本事業の周知及び、地域の課題解決の推進に注力する。

(15) 移動支援事業

移送車両を用いて利用者の居宅と在宅福祉サービス等を提供する場所や医療機関との間を送迎することにより、一般交通機関の利用が困難な在宅の重度身体障がい者(児)の社会参加促進や利便性の向上を目指す。

(16) 行橋市障がい者等基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業

事業内容	目的	具体的取り組み
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	・相談者の障がい種別や生活課題に対応する	・面談を通じて当事者、家族等からの様々な相談、抱えているニーズを把握し的確な状況把握等を行えるよう努める。 ・相談支援従事者の研修受講や、センター内で情報共有や対応の振り返りを行い、職員自身の質の向上と相談対応の平準化を図るとともに、様々なニーズに対応できる力を身につけるようにする。
	・情報提供等を通じて、関係機関との連携・情報共有を図る	・介護、医療、教育等 関係機関と情報共有やケース会議の開催を通じて、迅速に連携・対応できる体制づくりをする。 ・校区民生委員定例会、訪問看護ステーション連絡会等の関係機関定例会に参加し、センターの周知と支援のネットワークの構築を図る。
(2)地域の相談支援体制の強化の取組	・スーパーバイズ及び研修会等を通じて人材育成・スキルアップを図る ・地域の相談機関との連携強化を図る	・計画相談支援事業者からの複雑化した困難な相談に対し、助言や必要に応じてケース会議への参加や関係機関へ同行するなど後方支援に努める。
		・相談支援事業所に対して、各種研修会の周知、ネットワークふくおかとの連携(情報提供、研修会等)を行う。
		・高齢者相談支援センター、ゆくはし生活相談センター、医療、教育分野等関係機関と勉強会等、連携をしながら多機関協働の元、複雑化、複合化した支援にも対応できる体制づくりを行う。
(3)地域移行・地域定着の促進の取組	・地域移行・地域定着の実績につなげる	・地域移行・地域定着制度の理解や目的を周知し、普及啓発に取り組むとともにインフォーマルサービス等の情報収集に努める
		・精神科病院等への働きかけや連携をするとともに、地域の受け入れ体制整備へのコーディネートに努める。
(4)権利擁護・虐待の防止	・障がいの理解に関する普及啓発活動 ・障害者虐待防止法の理解を促進する	・権利擁護に関する相談に応じ、行橋・京都成年後見センター、法人後見事業との連携を図る。
		・関係機関や地域住民へ虐待防止のための啓発を行う。
		・虐待予防、権利擁護研修の開催検討を行う。
		・虐待に関する会議等への参加を通して、行橋市での虐待対応について、行政や関係機関との協議を図る。(虐待防止マニュアルを活用する)
(5)自立支援協議会 専門部会の運営	・専門部会の事務局および各部会の運営 ・市自立支援協議会事務局と連携する	・専門部会事務局会議の開催(6回/年)
		・就労支援部会の開催(4回/年)
		・相談支援部会の開催(4回/年)
		・子ども支援部会の開催(4回/年)
		・各専門部会を通して地域課題の掘り起こしを行い、市自立支援協議会への働きかけと連携の強化を図る。
(6)障害者相談支援事業の実施	・担当地域(行橋校区、中京校区、長峽校区)の相談業務	・担当地域の障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な支援、専門機関の紹介等を実施する。

(17) 中京高齢者相談支援センター（中京中学校区）地域包括支援センター

事業内容	目的	具体的取り組み
(1) 権利擁護支援体制（虐待対応、複雑化・複合化するケース）の充実・強化	・年々増加傾向にある家族による高齢者虐待や複雑化・複合化するケースについて早期発見・支援体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化する問題が増加しており、センター単独で解決する事が困難な場合は、法人内や多機関と情報共有し連携して問題解決を図る。 ・後見業務を行う事や、法人内の日自・後見連絡会等で虐待研修、事例検討会を行い、センターの支援力の強化を図る。 ・センターによる個別訪問に加え、民生委員会、区長会、老人会などと連携をとり、潜在化する問題の早期の発見に努める。 ・福岡県虐待対応チーム、ゆくはし生活相談センター、行橋・京都成年後見センターなどとの連携を深め、支援の強化を図る。
(2) 認知症施策の取り組み	・認知症の早期発見・早期対応など、認知症高齢者やその家族を支える仕組みの強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回型認知症カフェを通して、中京中学校区内の身近な場所で認知症相談ができる環境の確保を今後も継続していく。 ・住民向け認知症サポーター養成講座の開催のほか企業や小、中、高校生向け認知症サポーター養成講座開催に向けての働きかけ。 ・認知症啓発イベント（認知症地域支援推進員主催）の内容検討及び実施。（候補地：ゆめタウン行橋、リブリオ行橋） ・各種団体への行橋市高齢者等 SOS ネットワーク事業の周知のための広報活動の実施（サロンやネットワーク推進協など）。 ・必要時、認知症初期集中チームと連携する。
(3) 生活支援体制整備の促進	・一人暮らしなど、何らかの支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブサロンの運行に向けて法人内で連携する。 ・ニーズ調査や各サロン、民生委員定例会などに参加し、高齢者の実態把握に努める。 ・住民が望む相談体制が取れるよう、必要に応じて地域に相談場所を設ける（出張相談等）。 ・生活支援コーディネーター研修への出席。 ・第2層の実施主体として、協議体会議への出席を行う。 ・医療、介護情報サイト（ケアプロナビ）を住民、関係者へ情報提供する。
(4) 介護予防の強化	・高齢者の心身の健康の維持・増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者、要支援認定者が状態悪化しないよう、アセスメント力の強化と、必要な社会資源を提供できるよう自己研鑽に努める。 ・高齢者の身体機能評価や生活環境改善のため、リハビリテーション関係職種との活用を図る。 ・介護支援専門員の研修会に参加するなどしてスキルアップを図り、高齢者の重度化予防に努める。 ・運動の専門家を講師に招き、運動習慣の獲得、健康の維持・増進のため、地域での介護予防教室を開催する。
	・医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者	・医療介護連携支援センターや認知症医療センターとの連携強化を図り、課題解決に向けての協議の実施。

(5)在宅医療・介護連携の推進	等に対し、適切なケアが提供されるためのしこみを強化する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議を開催し、医療・介護の連携の推進を図る。 ・入退院時の情報提供書の相互の受け渡しを習慣化する。
(6)高齢者相談支援センター業務全般に対する意見の収集及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係機関から意見を聞き、今後のセンターの活動に活かす 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回型認知症カフェや出張相談等を通し、センターの周知を図ると共に、気軽に相談できるよう信頼関係の構築を行う。 ・地域包括支援センター運営推進会議を開催し、センター活動を紹介し、区長・民生委員などから意見を頂く。 ・地域包括支援センター運営協議会に出席し、保健・医療・福祉の識者より評価・アドバイスを受け、今後のセンター事業活動に活かす。

(18) 「就労継続支援B型事業」の見直しと改善

- ① 福祉サービスを必要とする人が、心身ともに健やかに育成され、あらゆる分野の活動への参加を促進し、地域で安心して幸せに過ごせるように自立に向けての支援をします。
- ② 利用者の増員について各特別支援学校、及び相談支援事業所等へ訪問し、担当者との情報を密接にし、連携強化を図る。
- ③ 就労会計好転に向けての対策
令和6年度にパン販売事業の納品先及び製造種類の見直しを図り、事業の縮小を行った。そのため、新たに就労事業における活動を開拓し、工賃向上計画に基づき、安定的な利用者の工賃を確保する。

(19) 障害者指定相談支援事業

利用者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援・指定障害児相談支援サービスを適切に提供していく。また利用者の居宅訪問をし、利用者及びその家族と面談をして、利用者の心身状況・利用者及び家族の置かれている環境や日常生活全般の状況など、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、支援する上で解決すべき課題等を把握していく。

(20) ゆくはしデイサービスセンター事業運営

積極的にボランティアの受入れや、買物支援、野外レクリエーション、工作活動を実施し、利用者増に向け各関係機関とも積極的に連携を図ります。又、近隣デイサービスと情報交換を積極的に行います。

- ① 野外レクリエーション活動の充実
- ② 他社協や近隣デイサービスを実施しているところとの情報交換
- ③ 社協他部署との連携

6. 各事業の担当（新事務局体制）

【 総務企画課 】 地域総務班

- ・法人運営事業【理事会・評議員会・評議員選任解任委員会、定款・規定・規則整備、事業計画・予算・事業報告・決算、人事・職員研修・財務管理、広報活動、寄付・会費受付、表彰等】
- ・センター管理運営事業〈市受託事業〉
- ・収益事業
- ・慰霊祭事業【行橋市遺族連合会支援】
- ・新規事業の企画に関すること
- ・生活支援体制整備事業における地域福祉活動の推進
- ・重層的支援体制整備事業
- ・小地域活動（いきいきサロン活動、見守り活動）の推進及び、**行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会支援**
- ・ボランティアセンター運営・各種ボランティア講座の開催、ボランティアコーディネーター配置
- ・ドライブサロン（地域移動支援事業）に関すること
- ・**行橋市社会福祉法人連絡会に関すること**
- ・**赤い羽根共同募金会 行橋市支会 事務局**
〈共同募金配分金事業〉
老人福祉活動【独居老人コールサービス・小地域福祉活動】
住民全般福祉活動【災害見舞金・社会福祉大会全般・社会福祉法人連絡会支援・ゆくはしふくしまつりの開催・各種助成金・行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会育成支援】
- ・福祉研修バスの運行に関すること
- ・**行橋市民生委員児童委員協議会事務局**
- ・福祉教育推進事業
- ・小学校圏域において安心のまちづくり事業支援
- ・法人後見事業・日常生活自立支援事業
- ・フードパントリー事業

【 総務企画課 】 在宅支援班

（デイサービス事業）

- ・通所介護事業（介護保険事業）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・第1号通所事業 活動支援型デイサービス事業

（配食サービス事業）

- ・行橋市食の自立支援事業〈市受託事業〉
- ・高齢者配食サービス事業〈社協独自事業〉
- ・行橋市ひとり親世帯への食の自立支援事業〈市受託事業〉

【 総務企画課 】 ゆくはし第2ふれあいの家

- ・就労継続支援B型事業
一般企業への就職が困難な障がい者に、就労機会を提供するとともに生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する。
又、様々な経験を活かし一般企業への就労可能な希望者に対し、企業との連携を図り紹介していく。
- ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）

【 総合相談課 】 地域相談班

- ・法人後見事業・日常生活自立支援事業・福祉あんしんサービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協受託・生活福祉資金課）
- ・心配ごと相談事業
- ・フードパントリー事業
- ・京築地区福祉人材バンク事業（県社協受託・人材情報課）
- ・生活支援体制整備事業
- ・重層的支援体制整備事業
- ・共同募金配分金事業
住民全般福祉活動【生活困窮者自立支援（フードパントリー・緊急用食料給付事業）・母子及び女性DV緊急支援・ゆくはしふくしまつりの開催・福祉協力校・福祉教室支援】
障がい児・者福祉活動【障がい者パソコン教室】
- ・社会福祉法人連絡会に関すること
- ・重層的支援体制整備事業の追加
- ・福祉バスに関すること
- ・行橋市民生委員児童委員協議会事務局
- ・福祉教育推進事業
- ・小学校圏域において安心のまちづくり事業支援
- ・行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会支援
- ・障害者指定相談支援事業（障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業）

【 総合相談課 】 障がい者等基幹相談支援センター

- ・行橋市障がい者等基幹相談支援センター（市受託・障がい者支援係）
- ・行橋市障がい者相談支援事業（市受託・障がい者支援係）
- ・移動支援事業「移送サービスらんらん」（市受託・障がい者支援係）
- ・障がい者パソコン教室支援

【 総合相談課 】 地域包括支援センター

- ・中京高齢者相談支援センターの運営（市受託事業）